

平成 28 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 2 番 | 渡 部 幸 悦 | 3 番 | 佐々木 雄 太 |
| 4 番 | 佐々木 春 男 | 5 番 | 奥 山 収 三 |
| 6 番 | 伊 藤 知 | 7 番 | 伊 藤 竹 文 |
| 8 番 | 飯 尾 明 芳 | 9 番 | 市 川 雄 次 |
| 10 番 | 佐々木 弘 志 | 11 番 | 佐々木 平 嗣 |
| 12 番 | 小 川 正 文 | 13 番 | 伊 東 温 子 |
| 14 番 | 鈴 木 敏 男 | 15 番 | 佐々木 正 明 |
| 16 番 | 宮 崎 信 一 | 17 番 | 加 藤 照 美 |
| 18 番 | 佐 藤 元 | 19 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 20 番 | 菊 地 衛 | | |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 信 夫 | 班 長 兼 副 主 幹 | 加 藤 潤 |
| 主 事 | 土 井 絵 里 香 | | |

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 副 市 長 | 須 田 正 彦 |
| 教 育 長 | 齋 藤 光 正 | 総 務 部 長 (危機管理監) | 齋 藤 洋 |
| 財 務 部 長 | 佐 藤 正 春 | 市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長) | 伊 東 秀 一 |
| 農 林 水 産 建 設 部 長 | 佐 藤 均 | 商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監) | 佐 藤 克 之 |
| 教 育 次 長 | 齊 藤 義 行 | ガ ス 水 道 局 長 | 佐 藤 次 博 |
| 消 防 長 兼 消 防 署 長 | 伊 藤 伸 司 | 会 計 管 理 者 | 浅 利 均 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 佐 藤 喜 仁 | 企 画 課 長 | 佐々木 俊 哉 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 須 田 徹 | 市 民 課 長 | 須 田 美 奈 |
| 子 育 て 長 寿 支 援 課 長 | 齋 藤 隆 | 福 祉 課 長 | 阿 部 聖 子 |
| 農 林 水 産 課 長 | 佐 藤 智 秋 | 建 設 課 長 | 土 門 保 |
| 商 工 課 長 | 齋 藤 和 幸 | 教 育 総 務 課 長 | 池 田 昭 一 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 岩 井 敏 一 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成28年12月22日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第126号 にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第127号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第128号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第129号 にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第130号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第131号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第132号 にかほ市学校給食費に関する条例制定について
- 第8 議案第133号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第134号 にかほ市生活排水浄化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第135号 にかほ市簡易水道等事業設置条例を廃止する条例制定について
- 第11 議案第136号 市道路線の認定について
- 第12 議案第137号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第13 議案第138号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第14 議案第139号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第140号 平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第141号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第17 請願第 1号 旧小出小学校校舎の借入に関する請願書
- 第18 陳情第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情
- 第19 陳情第 9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書
- 第20 陳情第 10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情
- 第21 陳情第 11号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情
- 第22 陳情第 12号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情
- 第23 議提第 8号 農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の一部返還金に関し、原因の究明と業務改善の報告を求める決議

- 第24 議提第 9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 第25 議提第 10号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書
- 第26 議提第 11号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行うことを求める意見書
- 第27 議提第 12号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書
- 第28 議提第 13号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書
- 第29 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、岩井選挙管理委員長の出席を求めています。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 2番 | 渡部 | 幸悦 | 3番 | 佐々木 | 雄太 |
| 4番 | 佐々木 | 春男 | 5番 | 奥山 | 収三 |
| 6番 | 伊藤 | 知 | 7番 | 伊藤 | 竹文 |
| 8番 | 飯尾 | 明芳 | 9番 | 市川 | 雄次 |
| 10番 | 佐々木 | 弘志 | 11番 | 佐々木 | 平嗣 |
| 12番 | 小川 | 正文 | 13番 | 伊東 | 温子 |
| 14番 | 鈴木 | 敏男 | 15番 | 佐々木 | 正明 |
| 16番 | 宮崎 | 信一 | 17番 | 加藤 | 照美 |
| 18番 | 佐藤 | 元 | 19番 | 佐藤 | 文昭 |

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

| | | | | | |
|--------|----|-----|--------|----|---|
| 議会事務局長 | 佐藤 | 信夫 | 班長兼副主幹 | 加藤 | 潤 |
| 主事 | 土井 | 絵里香 | | | |

.....

説明員

| | | | | | |
|----------|----|----|---------------------|----|----|
| 市長 | 横山 | 忠長 | 副市長 | 須田 | 正彦 |
| 教育長 | 齋藤 | 光正 | 総務部長 (危機管理監) | 齋藤 | 洋 |
| 財務部長 | 佐藤 | 正春 | 市民福祉部長 (福祉事務所長) | 伊東 | 秀一 |
| 農林水産建設部長 | 佐藤 | 均 | 商工観光部長 (地方創生政策監) | 佐藤 | 克之 |
| 教育次長 | 齊藤 | 義行 | ガス水道局長 | 佐藤 | 次博 |
| 消防長兼消防署長 | 伊藤 | 伸司 | 会計管理者 | 浅利 | 均 |

| | | | |
|-------------|------|--------|-------|
| 総務部総務課長 | 佐藤喜仁 | 企画課長 | 佐々木俊哉 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 須田徹 | 市民課長 | 須田美奈 |
| 子育て長寿支援課長 | 齋藤隆 | 福祉課長 | 阿部聖子 |
| 農林水産課長 | 佐藤智秋 | 建設課長 | 土門保 |
| 商工課長 | 齋藤和幸 | 教育総務課長 | 池田昭一 |
| 選挙管理委員会委員長 | 岩井敏一 | | |

.....

午前10時02分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務小委員長。

【総務小委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務小委員長（佐藤元君） それでは、予算特別総務小委員会に付託されました件について、審査が終わっておりますので、御報告いたします。

議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、全員の賛成で可決と決しております。

若干御報告申し上げます。

議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、12ページ、2-1-1-1節、質問です。高ストレスと判定された後の面談は産業医でないといけないのか。また、受診のための費用負担はどうなるのか。同じく13節の50万円の内訳はどうなっているか。来年度からコミュニティバスを利用する園児を対象にした乗り方教室の対象人数は全員とするか。バスを使う子どもに限定した教室になるのか。この件についてであります。

最初の段階では、産業医と明記されているので産業医との面談になります。

コミュニティバス委託料50万円は、ネイガールのラッピング20万円、車内アナウンス20万円、園児乗り方教室10万円ということだと考えていると説明を受けております。

また、保育園、幼稚園の年長児を対象にした1ヵ所における教室としたいと、このように答弁をいただいております。

同じく18ページ、9款1項2目11節修繕料13万円、質問です。今回の修繕料対象の小型ポンプは、平成12年購入したもので、16年と10ヵ月経過しているとのことだが、老朽化による故障はやむを得ないと考えているか。20年で更新を考えているとのことだが、該当するポンプは何台あるか。

答弁。可搬ポンプの故障については、本体や性能が要因のものもあると思うが、操作の仕方など

による要因もあるのでないかと考えており、今年度から団員の機関員を対象とした講習会を始めています。今後も継続して実施していくとの答弁です。

現在15年を経過しているポンプを11台保有しています。できるものであれば2年くらいをめどにして、すべて更新できたらと考えております。車両については、走行距離が少ないので、基準としている20年を25年、もしくは30年まで更新時期をずらし、可搬ポンプは20年を基準とできないかと考えているところであります。

予算書11ページ、歳入であります。20款1項4目1節、質問です。昨年度も平沢小出2号線改良工事が社会資本整備総合交付金の補助対象とならず、今年度も減額となっています。理由は何でしょうか。

答弁です。今年度の内示は要望に対し52%となりましたが、国では個々の事業で算定しているわけではなく、全体の事業費で算定をしています。市では、交付金の配分内で事業に優先順位をつけ、各事業に割り振りをしています。今年度は木の根橋架け替え工事を重点的に実施するとしたことから、平沢小出2号線改良工事への配分が減ることとなりました。ただし、市内の幹線道路が傷んでいる現状にありますので、来年度は社会資本整備総合交付金の内示にかかわらず、合併特例債も視野に入れながら予算編成をしていきたいと考えております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） 平成28年12月15日付託の審査が終わりましたので、報告いたします。

当教育民生小委員会に付託になりました議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、市民福祉部、教育委員会に関する事項でございます。

全員の賛成により、可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

子育て長寿支援課関係です。

質問です。歳入歳出にある子どものための教育・保育給付費負担金とは、こういった内容のものか詳細を説明ください。

答弁です。すべて国で細かく決められています。公定価格というもので、その施設の定員や入所している子どもたちの年齢、延長保育や一時預かり事業など、こういった事業を行っているか、保育園の所在している地域など、細かく決められている基準にあわせ、各入所児童数に応じて運営費として国から支払われます。これは、以前で言うところの、こども園・保育所の運営費になりますとの答弁でした。

福祉課関係です。

臨時給付金給付事業費の給付金システム構築委託料について、これまで臨時福祉給付金は給付してきているわけですが、これまでとは別のシステムを作るといことですかという質問でございました。

答弁です。現在実施している給付金は、1人当たり3,000円の臨時福祉給付金のほか障害基礎年金等を受給している方向けの1人当たり3万円の給付金もある。これらを実施する経済対策分の臨時福祉給付金とは制度上異なる部分もあることから、システムの対象者のデータ取り込みを一からやり直すこととなりますので、こうした制度上の変更に対応したシステムを構築する必要があるという答弁をいただいております。

学校教育課関係です。

雇用賃金について、職員が1名減ったために臨時職員を雇用するためのものとのことですが、年度途中で職員が減らされた場合、臨時職員で補うという流れがあるのでしょうかという質問でございました。

答弁です。職員が減らされたから臨時職員で補うという方法が定番化しているわけではありません。年度途中の11月1日に更に1名減となり、現在は3名となっております。このために現場にも出にくくなり、事務におくれが出るようになりました。さらには超過勤務が増えてきたため、雑務的な単純作業を臨時職員で対応したということから、今回の補正予算に計上したようです。あくまで緊急的な措置で、この後も臨時職員を配置するというものではありませんという答弁でございました。

これに対して次の質問で、定数管理で教育総務課の職員は5名ですかという質問に対して、各部の定数は規則に定めておりません。教育委員会全体の定数はありますが、既に5から6人少ない状態ですという答弁をいただきました。

なお、この臨時職員の配置に関して、次のような意見がありましたので報告いたします。

教育総務費の中で事務局費が臨時雇用賃金で計上されています。事務局員が削減されているということで、臨時雇用の賃金が計上されています。これから学校の統廃合の問題、あるいは学校給食公会計へ移行という職員の負担も生じてくる場合がありますので、適切な人員配置をするようお願いしたいという意見がありました。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、当委員会に付託になりました議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事

項についての審査が終結しておりますので、御報告申し上げます。

全員の賛成により可決と決しております。

内容の方を御報告申し上げます。

19款5項雑入の6、農業基盤整備促進事業補助金返還金348万2,000円について、12月16日に現場踏査を行っております。返還金の出ました圃場、出なかった圃場を視察をいたしております。委員会審査の始めに実施要綱の説明を受けて質疑をしております。

質問でございます。会計検査院から指摘された時の応答を詳しく教えてくださいということでございます。

平成28年6月に由利地域振興局会議室にて会計検査を受けました。事前に求められていた調書をもとに調査官に事業の実施状況の一連の流れを見せております。その中で暗渠の間隔が10メートル以下になっていない圃場があるとの指摘があり、要領では、その間隔が10メートルを超える場合は補正した受益面積に補助金額を算出することとなっているので、調べてもう一度報告するようというところで、二日後に県庁に報告に行っているとのことでございます。

次に、質問でございます。補助金の交付決定をしたのですから、農家にすべての負担を求めるということは非常に違和感を持っています。審査に誤りがあったということではございませんかという質問に対して、答弁でございます。この事業を進める上では、市と農家と一緒に進めてきた経緯もあり、制度の認識の欠如もあったかと思ひますし、誤りについては市としてもあると認識をしている。また、詳細な面積補正等の部分について、適切な指導等ができなかった部分については、市の指導力の欠如があったというふうに認識をしている。市の申請段階での厳密なチェックには至っていなかったということというふうに答弁をいただいております。

続きまして、次の質問でございます。議員の説明会の中で、おおむね皆さんから了解を得ている、農家の方から了解を得ているとのことですが、返還金が発生した23件の皆さんには、どのような説明をして、実際に理解したといった方がどの程度いたのか、また、あるいは返す気はないという方はいらっしゃるのか。

答弁でございます。11月1日から12日まで対象の各農家を訪問。また、来庁により、これまでの経緯と算定に過大に受給した補助金額の説明をしております。その延長で返納の同意を得た方もいますし、返納の話まで至らなかった方もおります。

質問です。同意をもらえていない件数は、どのぐらいになりますか。

答弁でございます。6名の方からは、同意はまだもらっておりませんが、補助金を過大に受給したということまでは了解していただいております。返納ということになりますと、今はまだ答えられないということで、後日話すということで終わっております。

次の質問でございます。暗渠が1本足りないことに関して指摘されているが、1本といいますか暗渠が足りないということで指摘されていますが、申請書に添付された図面を見て、市は申請時に暗渠が足りないという認識はなかったのか。

答弁でございます。交付申請が来た時点では図面が添付されておらず、見積書だけでしたと。申請の時点では、交付申請書と予算書と見積書と田んぼの位置図のみで、見積書が補助金額を超え

ているということで交付決定をしているということでございます。

質問でございます。図面は完成届の中に添付されたものと解釈してよろしいですか。そのとおりですということでございます。

質問です。完成検査時に補助金の適用なるかどうかというのは、分かっていたのではないですかということについてですが、検査の実施状況については、現地での検測検査は行われていなかったようです。8割が秋から冬にかけての仕事になるため、検査地が積雪の中での検査になっております。検測確認で10メートル以上空いている部分について、市の方で補正等きちんと指示を出していれば、適切な補助金になっていたのではないかと考えております。

検測段階をした時点で分からなかったのですかということですが、検査の状況を確認したところ、検測の確認は行っておらなかったということでございます。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 私、産業建設常任委員会に質疑を提出しておりましたが、その質疑の返答は得られたのか、ちょっとお伺いいたします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（宮崎信一君） 前段で佐々木雄太議員に対しては、通告のあったものに関しては書面にてお答えをしているつもりでございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 議案付託日にですか市長が冒頭、謝罪をいたしました。その点からも市に責任があったということをお認めのことなんでしょうけれども、私、質疑の中にも通告出しておりましたけども、例えば未納金が発生した場合、農家さんからの未納金が発生した場合の市の対応を伺うと質疑しております。自主返納については、各農家さんに誠心誠意説明して完納していただけるように努めていくことが基本であるということをお願いしておりますけれども、誠心誠意説明するのは当然の話であって、何の根拠もないわけですよ。ですから、私が質疑している内容というのは、未納金が発生した場合にどうするのかということをお聞いているんです。現段階で未納金が発生した場合を考えておりませんと言っておりますけれども、ですからそのはっきりその未納金が発生した場合を考えておりませんと言い切れるその根拠が何だったのかということですね。

それから、今後の具体策はどうかという質疑の中でもですね、今後こういうことは繰り返さないように職員が各制度を熟知し、事業に取り組まれる農家さん、受益者さんの皆さんに説明を確実に言いというふうなうんぬんかんぬんありますけれども、これ逆に言うと職員がこの制度を熟知しないまま執行したということにも捉えかねますけれども、そういった点、お話しは出たんでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（宮崎信一君） ちょっと最初の質問に関しては、未納になるということは考えていない。例えば、これが別な予算になるとすれば、逆にそちらの方を考えなければならぬので、今回は歳入の方で見ておりますので、未納になるという考えは持っておらない。誠心誠意農家

の方をお願いをして、歳入にさせていただく。これは期間を延べるという意味もあるかと思いますが。

先ほども説明申し上げましたが、やはり市の指導力の欠如、また、申請段階での厳密なチェックのチェックミス、それから、この事業の要綱というものがございしますが、この辺の熟知のなさ、それから、説明会でもありましたが、本当に農家の方がこれを理解しておったのかどうか、その辺の確認もなっていなかったということでございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ちょっとしつこいようですけども、委員会審議の中で、今現在6名の方からはまずまだ確約をもらっていないという状況でした。これ、事業主体がまず市であるということですよ。現段階で、まず個人農家さん6名の方々から返還金については同意が得られていないという中においてですね、市が納税者である一般市民からの財源、市税を一時的にまず、言葉が適切かどうか分かりませんが、立替払いをするような形で国の方に返還するという形になるんだと思います。しかし、この事業は個人財産形成の事業についてであります。結果的にですね、その6名の方から今後、返還が得られなかった場合、どうするのかというふうな点までは委員会の中では話し合いはされておりませんでしたか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（宮崎信一君） 歳出というのは決まっておりますので、歳入という技術、いわゆる手法については、私ども委員会の方でどうこういうことはできません。

それから、理解をしていただけないというふうには考えていないと。誠心誠意説明をして、今、佐々木議員がおっしゃったように受益者のやっばり負担分、それから、あくまでも交付金でございますので、助成金でございますので、そこら辺をしっかりと説明申し上げて、納得していただけるものと思っておるというふうな答弁であります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案に対する討論・採決を行います。

初めに、議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第137号に対する討論を終わります。

これから、議案第137号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第137号平成28年

度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第137号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第137号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時29分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時45分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第1、議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第16、議案第141号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの議案16件、日程第17、請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願書から日程第22、陳情第12号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情までの請願1件及び陳情5件、計22件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務常任委員長。

【総務常任委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務常任委員長（佐藤元君） それでは、去る12月15日に付託されました総務常任委員会での審査の結果を報告いたします。

議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第127号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第128号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第130号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第131号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

審査が終わっておりますので、若干御報告申し上げます。

議案第130号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について。

質問です。二国間で二重課税を回避するなどを目的とした条例改正だが、ほかに改正による変更はあるのか。

答弁です。日本と台湾の間で二重課税を回避するなどの措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当にかかわる個人住民税については、源泉徴収等を通じた課税ができなくなり、申告に基づく課税を行わなければならないため、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人市民税について3%の分離課税を創設したものであります。余りふだん聞き慣れない言葉ですけれども、この特例適用利子配当というのは、国内居住者が外国において設立された団体の所得として取り扱われる事業所得にかかわる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得のことを言うそうであります。

議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

質問です。この条例の制定はいつか。国は3年前に見直しをしているようだが、この条例の見直し

をされているか。資料によれば、実績比率は低くなっているが限度額を上げる理由は何か。

答弁です。この条例は、平成17年10月1日の合併時に制定されたものであり、この時点から公職選挙法及び施行令に準拠しております。制定以降、公職選挙法及び施行令の改正がなされていないため、改正はしておりません。

燃料費の実績は、上限額の33%となっています。市独自の基準を制定することも可能ですが、国の基準額に準拠するのが最善と判断していますという答弁であります。以上です。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊藤知君） それでは、平成28年12月15日、当教育民生常任委員会に付託になりました審査が終了いたしましたので、報告いたします。

議案第129号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第132号にかほ市学校給食費に関する条例制定について、議案第133号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第135号にかほ市簡易水道等事業設置条例を廃止する条例制定について、議案第138号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）については、全員の賛成により可決と決しております。

請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願書に関しては、賛成少数により、不採択と決しております。

陳情第8号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情、陳情第9号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書、陳情第10号「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情、陳情第11号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情、陳情第12号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情に関しては、全員の賛成により、採択と決しております。

なお、この陳情に関しては、意見書も提出することと決しております。

審査の内容を報告いたします。

議案第132号にかほ市学校給食費に関する条例制定については、伊東温子議員より委員会質疑通告書が提出され、審査しておりますので、報告いたします。

伊東温子議員より提出された審査内容は、条例制定後の給食費はどうなりますか。献立はどうなりますか。炊飯のやり方については、どうなりますかの質疑であります。

答弁です。条例制定後の給食費についてですが、小学校については、にかほ市内一律、1食当たり275円、中学校については、にかほ市内一律、1食315円になります。献立についても、炊飯のやり方についても、条例制定後も何ら変わりはありませんという答弁をいただいております。

次に、委員からの質疑です。

合併から11年たった今の段階で制定することになった理由を教えてください。文部科学省からの指導もあったということですが、なぜ今、制定しなくてはならないのかの質疑が出ております。

答弁です。文部科学省からの指導は、学校事務の煩雑さを省き、適正化を図るという目的で進められておりますが、既にかほ市では象潟地域については給食費の徴収は学校教育課にて行われていました。仁賀保地域については平成21年度から、金浦地域については平成22年度より、給食費の集金を学校教育課で行っております。改めて急いで学校から引き上げる業務はありませんでした。問題となっていたのは、学校ごとに給食費が違うという点で、給食費をいかにしてそろえていくかということが課題でした。また、市の会計監査から会計処理の仕方が2種類あるのは不適切であるとの指摘を受けたことも理由にありますということでした。

また、質疑として、条例制定に関しては、他市ではパブリックコメントを取っています。にかほ市の基本条例でも市民の意見を聞くこととありますが、今回パブリックコメントを行わなかった理由は何ですかという質疑でございます。

答弁です。保護者の立場からすると、今まで変わる点がないということが理由のようです。

次に、請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願書に関して報告いたします。

本来、不採択になっている案件ですので報告義務はないわけですが、市民から来た請願ですので、あえて不採択になった経過を報告したいと思います。

紹介議員の渡部幸悦議員に出席を求め、説明をいただきました。当日は、産業建設常任委員会でも審査があったところ、時間を割いていただいて質疑いただいたことに、産業建設常任委員会の皆様には御礼を申し上げます。

当委員会では、請願の審査を行う前に所管事務調査を行い、閉校後の利活用に関する経過を調査し、請願の審査に臨みました。

不採択となった理由は、以下のとおりです。

提案権が長に帰属するところで、例えばそれが教育財産でも普通財産でも貸付の場合に関する契約、財産の取得や処分に関しては議員は提案できないという基本的な考え方が一つありました。

また、現在は教育財産であること、あるいは公共施設等総合管理計画が決定しないうちは貸出できないという回答書を提出してあるということで妥当であるという形で我々委員会では理解をいたしました。

ただし、当局への意見として申し述べさせていただきます。旧小出小学校、これからの統廃合によって上郷小学校、上浜小学校も空き校舎になるわけです。そして、今、策定している公共施設等総合管理計画においても空き施設が増えると考えられます。市遊休財産の利活用等の条例を早急に整備し、貸出できるよう、公募等により公平性を保ち、窓口を広げるよう申し述べます。以上です。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 議案第132号についてですけれども、給食費が一律になると。小学校、中学校、一律になるということに対しての質疑ですけれども、自校でやられている調理とセンターでやら

れる調理には、おのずと規制があるわけです。センターの場合は。そういった場合に、献立が今までのままだということみたいで、ちょっと疑問を感じるのですというのは、不公平感があるのかなって思うんですけど、その点は審議されましたか。

それから、象潟の給食センターの炊飯についてですけれども、これはまだ委託になっているのか、今後もこのままでいくのか。そうすると、前、給食費の工程について主な原因が炊飯にあったと思われる。その点については、審議されましたでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（伊藤知君） その規制とかうんぬんというのは、我々委員会では一切話しておりません。

それから、自校方式だろうが共同調理方式だろうが、何か違いがあるのかという審査も行っておりません。

炊飯に関しても、これ、自校式だろうが共同調理場だろうが、炊飯には変わらないと思うんですが、我々に関してその炊飯がどうのこうのという話はしておりません。この条例に関しては、要は大きなところというのは、公会計にするということがこの条例の変更箇所でありますので、炊飯だとか調理場だとかという話は行っておりません。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 平成28年12月15日付託の件につきまして、当産業建設常任委員会での審査を終結しておりますので、御報告申し上げます。

議案第134号にかほ市生活排水浄化施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第136号市道路線の認定について、議案第139号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第140号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について、議案第141号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

内容を若干御報告申し上げます。

こちら松ヶ丘の現場の方を踏査して確認をしております。

この議案は、公営住宅松ヶ丘団地の合併浄化槽を解体除去したことに伴い、条例を改正するもので、その別表の1の(2)にかほ市象潟町字上狐森185番59を削除するものであります。

12月定例議会に提案したことについては、本来、条例改正と予算は同時に行うと周知されておりますが、本件については、公共下水道への接続切替日が不確定であったこと、条例改正後も稼働し、使用料金が発生すること、この2点から切りかえ確定後の直近の議会で条例改正を行うことと考えておりました。しかしながら、下水道への接続と浄化槽の解体除去は1件の工事として発注しておりま

すので、結果、条例がありながら解体をしたということになります。担当課が考えていた直近の議会での条例改正という考え方は、間違っていたということで反省をしているということでございます。

それでは、切替日が確定していない場合、また、改正後も使用料が発生するためという例でも改正ができるかということについて、関係部局に問い合わせたところ、附則をつけ、その中で例えばこの条例の施行日を公共下水道接続の日ということに定めれば改正が可能であるということでありました。

認識不足により改正時期を誤ってしまい、改めておわび申し上げますという答弁をいただいております。

なお、今後は施設の変更等、行う事業については、当初予算編成時において関係条例、規則を確認し、同時に改正作業を行いたいと思います。

それから、使用している土地については賃貸としており、境界確認後、返却をいたすそうであります。地権者の方には、あらかじめ仕上げの状況を確認いただき、了解を得ているとのことでございます。

次の質問でございます。今申し上げたとおり説明と謝罪がありました。明らかに条例違反であると思われ。9月定例会の他委員会でも事例があり、そこから何日もたっていない中で質問ですが、公共下水道への接続はいつですか。公共下水道への切り替えは本年の9月28日、施設の解体については、接続した時点で施設に汚水が入らなくなりますので、接続した日にち以降ということになる。工事の期間は11月30日までで発注をしておるということでございます。

なお、入札は8月26日で、工事の期間は8月29日から11月30日ということでございます。

このほか、鳥屋森に関しても同じような問題があるので、これについては公共下水道に100%接続していただけるようPRし、それ以降の除却等の予算措置ができるように計画しておるということでございました。

前定例会において、この条例に対する認識の甘さで付帯決議まで出されております。今回も同様の事例であると思えます。職員の猛省を求めるとともに、今後二度とこういうことが起きないように要請をいたしております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成28年12月15日に付託になりました、議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第126号の討論を終わります。

これから議案第126号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第126号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第127号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第127号の討論を終わります。

これから議案第127号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第127号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第128号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第128号の討論を終わります。

これから議案第128号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第128号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第129号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したい

と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第129号の討論を終わります。

これから議案第129号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第129号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第130号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第130号の討論を終わります。

これから議案第130号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第130号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第131号の討論を終わります。

これから議案第131号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第131号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第132号にかほ市学校給食費に関する条例制定についての討論を省略します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第132号の討論を終わります。

これから議案第132号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第132号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第133号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につい

ての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第133号の討論を終わります。
これから議案第133号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第133号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第134号にかほ市生活排水浄化施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第134号の討論を終わります。
これから議案第134号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第134号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第135号にかほ市簡易水道等事業設置条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第135号の討論を終わります。
これから議案第135号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第135号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第136号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第136号の討論を終わります。
これから議案第136号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第136号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。
初めに、反対者の発言を許します。12番小川正文議員。

【12番（小川正文君）登壇】

●12番（小川正文君） 議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、歳入歳出の農業基盤整備促進事業についてであります。

この件につきましては、当局の説明もありましたし、本会議での質疑もありました。また、先ほど産業建設小委員長の委員長報告もありました。おおむね理解をしたつもりであります。

ただ、なぜこのようなことが起こったのか。なぜ補助金の算定が適切でなかったのか。県内において、なぜにかほ市だけだったのか。市内農家でも返還金のある農家がなぜ出たのか。返還金については過年度に行われた事業であります。市の検査を受けて正式な形で補助金が支払われていることと思います。今回、会計検査院の指摘を受けて返還という形になっています。農家にとっては寝耳に水という思いであると思います。

会計検査院の農業基盤整備促進事業についてのホームページを見ますと、この事業については補助金の算定が適切でなかったとあり、全国での2件の例が挙げられております。東北農政局と近畿農政局です。そして、このような事態が生じたのは、事業主体において要領等の理解が十分でなかった。この二つの農政局においては、本事業に係る審査及び確認並びに指導が十分でなかったと認められるとされています。この指摘を見ますと、問われるべきは各事業主体の姿勢であると思われます。それでも実質的には事業を行った農家が負担しなければならない状況です。

今、農家の状況を見ても高齢化、後継者不足と久しく言われております。平成30年度からは減反制度もなくなります。先日、大潟村で農業の研修がありました。その中でさまざまな話がありましたが、米の需要については今後毎年8万トンずつ減っていく。また現在、飼料米制度がありますが、これも平成30年度以降、存続するようでありますけれども補助金は少しずつ減らされていくという話もありました。このような補助金は農家として省力化、効率化の上では大切なものであります。そのような中で国の補助金に対して、このようなことが起こると行政に対して農家は大きな不信を抱くのではないのでしょうか。農政において担当する課は、国や県につながる市の窓口であります。今、改めて行政として信頼を確立できる指導体制が求められているのではないのでしょうか。

また、歳入歳出についても本来であれば入ってくる当てがあって歳出が生まれてくるものだと思います。今回の歳入については、自己返納という形であり、分割を望む人がいれば歳入において満額は入ってこないこととなります。入ってこなければ、一時的に市の税の持ち出しになります。今回は、このような形をとらざるを得なかったと思いますけれども、納得のいかないところであります。その点も含めて、この補正予算に対しては同意できないということで反対といたします。

一方、この補正予算には、市民生活に密着した予算が組まれております。この農業基盤整備促進事業以外の予算に対しては賛成の意を表わすものであります。

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。9番市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） 私の方からは、若干賛成討論をさせていただきたいと思っております。

議案第137号中の歳入19款5項6目及び歳出6款1項6目のうち、先ほど反対討論が出ましたように暗渠工事の補助金の返納問題について、このことについてのみ特化して賛成討論をさせていただきた

いと思います。

これについてはですね説明会でもありましたように、あるいは議案説明の時にもありましたように、明らかに行政側によるミスが大きく原因であったと思われます。

歳入と歳出についても、農家からの理解を得ながらの歳入をもって歳出に充てるという予算構成になっております。他の議員からの質疑や、あるいは委員長報告に対する質問にもありましたように、果たして完納できるのかという不安が残るものであり、極めて脆弱でかつ不安定な根拠に基づいた予算執行をとらざるを得ないというふうに思います。

しかしながらですね、市長が今回の件について、明確に市の非を認めつつ謝罪したということを重ねて、この件については、今後、責任の所在を明らかにしながら真摯に取り組まれるものと解釈させていただきました。よって、ただ単に受益者に対する負担を、当該農家に対してですね求めるものだけではなくことを望みつつ、私はこの議案に対しては賛成をしたいと思います。

なお、この件についてはですね、現在の市当局の中にある職務執行に係る不完全さ、あるいは稚拙さと言ったらちょっと失礼かもしれませんが、これが露呈されたものとも言えます。今後、同じ轍を踏むことのないように、今回の件については十分に検証していただきながら、繰り返しになりますが、十分な責任の所在のあり方について早急にその内容を提示していただくことを希望して改めて賛成の意を表明したいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第137号の討論を終わります。

これから議案第137号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第137号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第138号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第138号の討論を終わります。

これから議案第138号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第138号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第139号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第139号の討論を終わります。

これから議案第139号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第139号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第140号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第140号の討論を終わります。

これから議案第140号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第140号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第141号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第141号の討論を終わります。

これから議案第141号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第141号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願の討論を行います。

初めに、賛成者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 請願第1号につきましては、先ほど付託を受けました教育民生常任委員長の方から報告がありましたが、私は、採択すべきということで賛成討論をいたします。

平成28年12月13日、本市議会に対して、にかほ市公共施設等総合管理計画に対する説明会が行われました。そこでは、今後の公共施設の老朽化対策が必要になってくること、また、今後も人口減少が続くことが予測されている中にあり、しかも財政状況が一段と厳しくなることから、今後の公

共施設を統合や廃止も含めての再編を行うとの計画であり、そのことは理解するものであります。ただし、使える施設等は使う、使って住民に、また、地域にとってよき効果が期待できる施設等は使う、これが根底にあるものだというふうに思います。

さて、教育施設としての用途が廃止された旧小出小学校であります。この施設は小出地区の地域のシンボルとして存在していました。ところが昨今、本市の中にあっては、この地域の人口減少率が一番おびただしい地域になりました。したがって、この地域に、かつてのようなにぎわいを取り戻すには容易なことではないでしょう。しかし、しかしであります。廃校となった校舎の生かし方次第では、再び希望の火がともることになるに違いないのです。今回、旧小出小学校を、もし貸し出しすることになれば、それが呼び水になって新たな雇用が生まれ、他の企業からも入居したいということに発展する可能性があります。加えて、請願趣旨にもありますように、地域住民との交流も図りたいとも述べておりますので、また、障害を持っている方々との交流もできる、そうならば福祉のまちにかほ市としてのイメージも大いに高まることになるでしょう。市長は、これまで民間活用を考えたい、利活用に当たっては地域の声を聞きながら進めたい、このように述べておられます。もしも貸し出すことになっても幾つかの事項を検討しなければならないことは確かであります。が、地域を元気にするには地元の空き校舎をどのように活用するかであります。それを考えた場合、今回の請願を私は採択すべきだというふうに思います。

くしくもこの18日に秋田魁新報の社説にも空き校舎を地域活性化や雇用創出に役立つ利活用を模索すべきだとありました。そして、自治体でのさまざまな活用事例を述べ、企業への貸出した例も挙げています。

議員の皆さん、空き校舎は、今後、皆さんの地域にも及ぶのです。学校がなくなって元気のなくなった地域を、皆さんの地域として置き換えて考えてみてください。利活用の進まない空き校舎は、住民にとっては無残なものにしか目に入りません。そこにきて今回の請願のように、企業がみずから入りたいとの請願であります。これを不採択するならば、地域を活性化する一つのきっかけが消えることになるのです。議員の皆さん、皆さんの多くの議員、多くの賛同をもって、この請願が採択されることを願って私の賛成討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本案は原案についてお諮りします。この請願は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。
次に、陳情第8号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。
これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。
これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。
これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。
これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採

択することに決定しました。

次に、陳情第12号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情の討論を行います。

初めに、賛成者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 陳情第12号に採択賛成の立場から発言いたします。

年金は老後の生活を営む基盤であります。陳情書にもあるように、年金受給者の4割弱が月額10万円未満です。平成27年4月の老齢基礎年金は、満額でも78万100円で月額6万5,000円で、基礎年金のみの人は月額平均5万円弱、無年金者は118万人に上ると言われております。

また、安倍首相は、国会で現在の年金水準は高齢者の暮らしを支えるのに十分と思うかとの問いに、基礎年金だけで生活のすべてを賄うことは厳しいと、低水準であることを認めております。

今回改正された年金法では、2021年以降、これまで物価上昇時には年金額は上げるか、少なくとも据え置きで減額をしなかったルールを、物価が上がっても労働者の賃金が下がれば減額し、物価と賃金が下がれば下げ幅の大きい賃金にあわせて減額するというものです。

物価も賃金も上がり、年金が増える可能性があるときには、マクロ経済スライドが発動しますが、その仕組みが強化され、物価と賃金の両方が上がっても1%程度なら年金は全く増えないし、さらにその年に引ききれなかった調整率は繰り越され、将来、物価と賃金が両方上がった場合でも繰越分で年金は削られることとなります。この影響を受けるのは年金受給者だけではありません。新たに年金受給者となる、すべての人にかかわる重大なことです。

2014年10月に公的年金積立金の資産構成を国内債権の比率を減らし、株式比率を24%から50%に変更しました。株式で巨額の損失を出している最中に変更したのです。

一方、運用を委託されている金融機関には、委託手数料として2015年度には前年比92億円増の383億円支払われています。また、年金積立管理運用独立行政法人のデータから見ると、2015年7月から2016年6月の国内債権の運用益はありますが、国内株式は大きく損失を出していることが分かります。これらから見ても、年金資産をさらに危険な投機にさらすことは許されません。

そもそも公的年金積立金が130兆円に膨らんでいること自体が異常であります。公的年金の危険な市場運用を改め、積立金を計画的に取り崩し給付に充てることが求められているのではないのでしょうか。年金が削減されれば高齢者の暮らしが大変になるばかりか、結果として地域経済や地方財政にも深刻な影響を及ぼします。

現在、非正規雇用労働者が4割を超え、年収200万円以下のワーキングプアが増大しています。地域経済の疲弊は、こうした労働者の現在の賃金だけでなく、将来の年金にも影響します。憲法でうたわれている健康で文化的な生活ができるためにも、年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドは廃止してくださいからの陳情事項は願意妥当で、採択すべきものと皆様に訴え、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数であります。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23、議提第8号農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の一部返還金に関し、原因の究明と業務改善の報告を求める決議についてを議題といたします。

なお、この議提第8号については、提案者の説明と質疑を行った後、引き続き討論、採決を行います。

議提第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。16番宮崎信一議員。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） 農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の一部返還金に関し、原因の究明と業務改善の報告を求める決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく渡部幸悦、同じく佐々木春男、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男。

案の方、長文でございますが読み上げたいと思いますので、よろしく御賛同願います。

農業基盤整備促進事業は、農地の排水不良の改善や作業効率向上などのために、暗渠排水工事、区画拡大工事に対する助成事業であります。

本市においては平成25年度から活用し、26年度までに29件、2,209万5,000円の実績があり、本市基幹産業の一つである稲作農業の生産性の向上と経営体質の強化に寄与してきたところであります。

しかしながら、先般、会計検査院からの指摘により、一部補助金の算定方法について、不適切な事例があることが判明した。

その内容は、暗渠排水工事を行うにあたり、吸水管の間隔が補助金額の算定値である10メートルを超えたほ場において受益面積の割り引きを行わずに算定したこと、さらには、受益面積の算定にあたって、ほ場ごとに1アール未満を切り捨てすべきところを、全面積を合計した後に切捨てしたことにより受益面積が過大になったことであります。

今回の会計検査では、既に補助金が交付された29件のうち、実に26件、348万2,977円が不適切な交付であると判断され、農家の体質強化につながる補助制度の活用が、結果的に農家に不安と不信感を与えたことは大変遺憾であります。

また、市は、この補助事業は個人財産の整備を行ったものとして、各農家に対象外となった補助金の返納を求めるとしております。この事由については、対象農家から理解を得られたと認識しているようではありますが、農家に対して返納を求めると、会計検査院から指摘されたとおり、算定方法が不適切であったことへの不満の声が聞かれます。

さらに、詳細は明らかになっていませんが、27年度でも当該事業を12件実施済みで、その中には同様の事案が数件見受けられるとのことであり、対象件数、金額ともに拡大する可能性を含んでおります。

県内では、この事業に関する返納の事例がなく、本市だけがこうした事態となったことは、事務執行に関する責任感と緊張感、そしてチェック機能の欠如であり、業務遂行に対する姿勢と連携の不足は非常に憂慮されるもので、責任の所在を明らかにしなければ到底理解されるものではなく、市民の不信感につながりかねません。

については、補助金の返納に関しては、農家に対し誠心誠意の対応と十分な理解を得て行うものとし、また、今後、同じ事案が起きないように早急に今回の事案を検証し、原因の究明、対処の方法及び業務改善に関する報告と、今後はこうした事態が起きないように組織・体制の充実強化を強く求めることを決議いたします。

平成28年12月22日

●議長（菊地衛君） これから議提第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 委員長にお伺いいたします。

決議案の部分の中に「責任の所在を明らかにしなければ到底理解されるものではなく」という文言が入っております。委員会審査の中で、この責任の所在という部分に関して明確な回答を得られていなかったからこそ、あえてこの文章を載せたのか、その点について委員会の中でもあったのか、その点についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 16番。

●16番（宮崎信一君） 責任の所在につきましては、委員会で指摘するものではなく、これは当局側のものと考えております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号についての質疑を終わります。

これから議提第8号の討論・採決を行います。

初めに、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、本決議案に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

農業基盤整備促進事業に関しては、我々議会に対する説明会から始まり、今定例会でも審議して

きました。あえて私が内容について申し上げるまでもございません。

決議にも期待しておりますが、まずは農家に対して十分な誠心誠意の対応で臨むこと、どこに原因があったのか、どうして今回このような事態になったのか、そして、責任の所在であります。

これまでの当局の説明、答弁では、到底原因の究明や責任の所在が明らかになったとは言えません。市長は、12月15日の議案質疑の本会議で、関係する農家の皆さんに深くおわびを申し上げると述べております。このおわびを具体的に、どうとっていくのか、農家の皆さんに対して誠心誠意臨んでいくとの答弁が繰り返されておりますが、それは言うまでもなく当たり前のことであります。まして今現在でも同意をいただいている農家の方々もいる。

また今回、こうしたことが発生しないよう緊張感を持って仕事に取り組むように指示をするとの話もありました。しかし、これまでも損害賠償の件や9月定例会での条例改廃の件など、問題が繰り返されるたびに緊張感を持って取り組んでいくとの答弁はありますが、一向に取り組みの成果が見えない。こうした問題が次から次へと表面化していく、出てくるということは、どういうことなのか。これまでの反省点や我々議会が強く求めてきたことが届いていない。今回の返還金については、今後きちんとどういった原因の究明と業務の改善、そして責任の所在を明らかにするのか、これまでと同じでは、今回の問題の大きさを考えれば到底許されるものではない。決議にもあるように、原因の究明、今後の業務改善、組織体制の強化策、そして責任の所在を明らかにして、きちんと書面で報告して理解できる形で取り組んでいただきたい。今後この件に関しては、農家の皆さんへの対応も含め、未納となった場合の対応等、議会が継続して注視していく、以上のことをあえて申し添えさせていただきます、賛成の討論とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

これから、農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の一部返還金に関し、原因の究明と業務改善の報告を求める決議を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第8号農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の一部返還金に関し、原因の究明と業務改善の報告を求める決議は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議提第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書から日程第28、議提第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書までの5件を一括議題とします。

議提第9号から議提第13号までについて、6番伊藤知議員の説明を求めます。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 議提第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書。

別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

意見書の内容としては、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働に関する労働環境を改善すること、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職の増員をすること、患者・利用者の自己負担軽減を図ること。

費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保することでございます。

提出先は、ご覧のとおりでございます。

次に、議提第10号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

意見書（案）でございます。

国は、都道府県が策定する「地域医療構想」が地域の実情に応じた現実的な内容となるよう、推計方式の抜本的な見直しを行うことを強く要請するということでございます。

提出先は以下のとおりでございます。

議提第11号さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行なうことを求めると意見書。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

意見書（案）として、関係審議会におかれては、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように慎重な審議を求めるものであります。

提出先は以下のとおりでございます。

議提第12号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

意見書（案）としては、生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しない

こと。

家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、必要な施設などの整備を早急に行うこと。

介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること。

以上を実現するため、政府の責任で必要な財政措置を講ずることでございます。

提出先はご覧のとおりでございます。

議提第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書でございます。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

意見書（案）として、毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。

年金の支給開始年齢引き上げや、さらなる年金額の引き下げの改悪はやめること。

安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。

リスクの少ない国内債権を中心とした運用基準に戻すこと。

提出先は以下のとおりでございます。

以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号についての質疑を終わります。

次に、議提第10号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号についての質疑を終わります。

次に、議提第11号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第11号についての質疑を終わります。

次に、議提第12号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号についての質疑を終わります。

次に、議提第13号についての質疑を行います。質疑ありませんか。18番佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 委員長、1点、この議提第13号の件ですけれども、この中での政府への要望事項4項あるわけですけれども、この3番の安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現することという、こちら辺のところは、審査の中でどのような意見が出たか記憶していますか。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 今回の我々に付託されたこの陳情に関しては、以前の議会で委員会でも審査さ

れている内容でありまして、願意妥当ということで、細かいところの項目に関しては確認はしておりません。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号についての質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議提第9号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから議提第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから議提第10号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第10号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第11号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから議提第11号さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行うことを求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第11号さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行うことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第12号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第7回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後0時03分 閉 会